富谷市有料広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富谷市広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に規 定する広告に関する基準として定める。

(基本的な考え方)

- 第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない ため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければ ならない。
- 2 広告等についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

- 第3条 屋外広告を掲出するに当たっては、屋外広告物法(昭和24年法律第189号) 及び屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)の規定を遵守しなければならない。
- 2 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮する とともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。この場合におい て、掲出する屋外広告は、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文 化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。

(規制業種又は事業者)

- 第4条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載中に当該各号 に該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) で風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ(たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。)
 - (4) ギャンブルに関するもの
 - (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの

- (7) 占い. 運勢判断に関するもの
- (8) 興信所, 探偵事務所等に関するもの
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で,連鎖販売取引と規定される業種
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第15 4号)による再生・更生手続中の事業者
- (12) 法令に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの
- (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (16) 富谷市暴力団排除条例(平成25年富谷町条例第13号)第2条第2号に規定する 暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに暴力団若しくは暴力団員等の威圧 を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業
- (17) 富谷市建設工事入札参加業者指名停止要領 (平成6年3月8日施行) に基づく指名 停止を受けている事業者
- (18) 本市の市税を滞納している事業者
- (19) その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

- 第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
 - (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性又は宗教性のあるもの
 - エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

- キ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ク 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ケ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- * 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- サ 社会的に不適切なもの
- シ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現 (誇大広告) 及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例:「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを 推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品 の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否 を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

(屋外広告に関する基準)

- 第6条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、美観風致を損なうおそれがある広告は、掲載しない。
 - (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
 - (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - (3) 景観と著しく違和感があるもの
 - (4) 著しくデザイン性の劣るもの
 - (5) 公衆に不快感を起こさせるもの
 - (6) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
 - (7) 地区計画等において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの
- 2 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は、掲載しない。
 - (1)自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号, 交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
 - (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするもの
 - ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿及び裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインが分かりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの
- 3 その他屋外広告は、屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)の規定に基づき行うものとする。

(ウェブページに関する基準)

第7条 広告主のウェブページにリンクするバナー広告に関しては、市のウェブページに 掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のウェブページの内容につ いても、可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用す ることができる。 (広告の表示内容に関する業種ごとの基準)

第8条 掲載する広告の表示内容について、別表に掲げる業種にあっては、当該各号に規 定する基準に基づき、掲載の可否を判断することとし、内容の確認、訂正、削除等が必 要な場合には広告主に依頼するものとする。この場合において、広告主は正当な理由が ある場合を除き、確認、訂正、削除等に応じなければならない。

(個別の基準)

第9条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成30年11月16日から施行する。

別表 (第8条関係)業種別基準

業種	基準
人材募集広告	(1) 労働基準法等関連法令を遵守すること。
	(2) 人材募集に見せかけて,売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは掲
	載しない。
	(3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを
	目的としているものは掲載しない。
語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
	例:「1 か月で確実にマスターできる」等
学習塾・予備校等(専	(1) 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものと
門学校を含む。)	し、実績年も併せて表示する。
	(2) 通信教育, 講習会, 塾又は学校類似の名称を用いたもので, その実態,
	内容、施設が不明確なものは掲載しない。
外国大学の日本校	下記の主旨を明確に表示すること。
	「この大学は,日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それが
	あたかも国家資格であり,各企業は労務管理士を置かなければならないと
	いう誤解を招くような表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表
	示すること。
	「この資格は国家資格ではありません。」
	(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れると
	いうような紛らわしい表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表
	示すること。
	「資格取得には,別に国家試験を受ける必要があります。」

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目 的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示 はしない。 広告できる事項は、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 6 条の 5. 第 6 病院、診療所、助産所 条の 7 及び関連法令等の規定に反しないものとする(バナー広告のリン ク先である病院等のホームページを含む。) 施術所(あん摩マッ (1) あん摩マッサージ指圧師. はり師. きゅう師等に関する法律(昭和 22 サージ指圧・はり・ 年法律第 217 号) 第 7 条又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号) 第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 きゅう・柔道整復) (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設(整体院,カイロプラク ティック, エステティック等) の広告は掲載できない。 薬局. 薬店. 医薬品. (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬部外品, 化粧品, (昭和 35 年法律第 146 号。) 第 66 条から第 68 条までの規定及び厚生 医療用具(健康器具. 労働省の医薬品等適正広告基準等に定められた規定に反しないこと。 コンタクトレンズ (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。 等) 健康食品,保健機能 (1) 健康增進法 (平成 14 年法律第 103 号) 第 31 条, 医薬品, 医療機器等 食品, 特別用途食品 の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条, 食品衛生法 等 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 20 条並びに各法令の所管行政庁の通知 等に定められた規定に反しないこと。 (2) 食品については、食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号) に基づく食品 表示基準に基づいて表示すること。 (3) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示でき (4) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令に より認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等 に定められている表示すべき事項が記載されていること。 介護保険法に規定す (1) サービス全般(介護老人保健施設を除く) るサービス・その他 ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明 高齢者福祉サービス 確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 等 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担 当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招く ような表示はできない。 例:「〇〇市事業受託事業者」等 (2) 有料老人ホーム (1)のほか、次の規定に適合していること。 ア 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、政令市、中核市の「有 料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有 料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示

すること。

T	
	イ 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、政令市、中核市の指導 に基づいたものであること。
	ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成 16 年公正取引委員会
	告示第3号)及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
(3	3) 有料老人ホーム等の紹介業
	ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担
	当者名等一般的なものとする。
	イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示は
	できない。
(4	り サービス付き高齢者向け住宅
	ア 国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の
	居住の安定確保に関する法律施行規則第 22 条第一号の国土交通大臣
	及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」(告示)に関する事
	項を遵守すること。
	イ 本基準別表中「不動産事業」の規定を遵守すること
(!	5) 介護老人保健施設
	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 98 条の規定により広告できる
事	≨項以外は広告できない。
墓地等	管轄市区町村の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明
=	己すること。
不動産事業 (1)不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証
	番号等を明記する。
(2	2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、
	建築月日,価格,賃料,取引条件の有効期限を明記するとともに,「不
	動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。
(3	3) 契約を急がせる表示は掲載しない。
	例:「早い者勝ち」,「残り戸数あとわずか」等
弁護士・司法書士・ 揖	引載内容は,名称,所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
行政書士・税理士・	
公認会計士等	
旅行業 (1)登録番号,所在地,補償の内容を明記する。ただし,補償については,広
	告内にすべて記載してある必要はなく,詳細内容が掲載されているホーム
	ページ等への誘導等があればよいものとする。
(2	2) 不当表示に注意する。
	例:白夜でない時期の「白夜旅行」, 行程にない場所の写真 等
(;	3) その他広告表示について旅行業法 (昭和 27 年法律第 239 号)第 12 の
	7 及び8 並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
通信販売業	特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号)第 11 条及び第 12 条
. —	むびに同法施行規則 (昭和 51 年通商産業省令第 89 号) 第 8 条から第 11
	その規定に反しないこと。
雑誌・週刊誌等 (1) 適正な品位を保った広告であること。
	2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであ

Г	
	ること、及び不快感を与えないものであること。
	(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものである
	こと。
	(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシー
	を不当に侵害するような表現がないものであること。
	(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重
	し節度を持った配慮のある表現であること。
	(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナル
	な言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
	(7) 未成年,心神喪失者などの犯罪に関連した広告では,氏名及び写真
	は原則として表示しない。
	(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
映画・興業等	(1) 暴力, とばく, 麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは
	掲載しない。
	(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
	(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
	(4) 内容を極端にゆがめたり,一部分のみを誇張した表現等は使用しな
	l'°
	(5) ショッキングなデザインは使用しない。
	(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
	(7) 年齢制限等,一部規制を受けるものはその内容を表示する。
古物商・リサイクル	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
ショップ等 	(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物
	を処理できる旨の表示はできない。
	例:「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等
結婚相談所・交際紹	(1) 業界団体に加盟していること。
 介業	(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
21212	(3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること (一般財
	団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得してい
	る等)。
労働組合等一定の社	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
会的立場と主張を持	(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷
った組織	等)するものは掲載しない。
質屋・チケット等再	(1) 個々の相場,金額等の表示はしない。
販売業	例: 〇〇〇のバッグ 50,000 円, 航空券 〇〇~〇〇 15,000 円等
	(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の「優良トランクルーム」の認定を受
貸し収納業者	けた事業者であること。また、認定を受けている旨及び認定番号を表示す
	ること。
	(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用し
	ない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

	「当社の〇は,倉庫業法に基づくトランクル―ムではありません。」等
ウイークリーマンシ	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
ョン等	
金融商品	(1) 投資信託等
	ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また,
	利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明
	示すること。
	イ 元本保証がない旨等のリスクを,目立つようにわかりやすく表示す
	ること。
	(2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引(FX)等
	ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事
	業者であること。
	なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記するこ
	と。
	イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るもので
	ないこと。
	ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスク
	を、目立つようにわかりやすく表示すること。
	(3) その他金融商品
	当該金融商品の内容に応じ,本項(1)及び(2)の規定を準用する。
規制業種の企業によ	基準第 4 条に掲げる規制業種に該当する企業による, 規制業種に直接関
る規制業種に関する	連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその
もの以外の内容の広	掲載を認める。
告	例:たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等
その他、表示につい	(1) 割引価格の表示
て注意を要すること	割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
	例:「メーカー希望小売価格の 30%引き」等
	(2) 比較広告(根拠となる資料が必要)
	主張する内容が客観的に実証されていること。
	(3) 無料で参加・体験できるもの
	費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。
	例:「昼食代は実費負担」,「入会金は別途かかります」等
	(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
	ア 原則として広告主の法人の正式名称(例:株式会社〇〇)を明記す
	る。広告主が法人格を有しない団体である場合にあっては、代表者名
	を明記する。ただし、広告の内容から広告主の法人名等が明らかであ
	る場合には、重ねて法人の正式名称等を記載することを要しない。
	イ 原則として広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。ただし、広
	告の内容に照らし、広告主の所在地、連絡先を記載することにより、 から、
	かえって市民等の誤解を招く場合には、広告主に代えて、問合せ先の
	所在地、連絡先を記載することができる。
	ウ 連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS、IP 電話のみは認

めない。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり)。

例:「メーカー希望価格の 50%引き」(宝石には通常,メーカー希望価格 はない)

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例:「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ飲酒を誘発するような表現の禁止。

例:「お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿」等

(9) 消費税表記

消費税の課税対象となる商品・サービス等の価格は、原則として、総額表示(税込み価格を表示)とする。